

文教委員会資料②

1 令和5年第5回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第170号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和5年11月22日)

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (関係機関との連携)</p> <p>第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、<u>母子・父子自立支援員</u>、児童の通学する学校、児童相談所、<u>母子・父子福祉団体</u>及び公共職業安定所並びに必要なに応じ、児童家庭支援センター、<u>女性相談支援センター</u>等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p> <p>第104条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の者の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、<u>母子・父子自立支援員</u>、<u>母子・父子福祉団体</u>、公共職業安定所、<u>女性相談支援員</u>、保健所、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑に行わなければならない。</p> <p>3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との密接な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (関係機関との連携)</p> <p>第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、<u>母子自立支援員</u>、児童の通学する学校、児童相談所、<u>母子福祉団体</u>及び公共職業安定所並びに必要なに応じ、児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p> <p>第104条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の者の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、<u>母子自立支援員</u>、<u>母子福祉団体</u>、公共職業安定所、<u>婦人相談員</u>、保健所、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑に行わなければならない。</p> <p>3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との密接な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。</p>